

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

1 日時

平成29年1月11日（水曜日）
午前10時1分開会、午後1時22分散会
（うち休憩 午後0時4分～午後1時5分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、竹花担当書記、吉田併任書記

6 説明のために出席した者

教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、
今野参事兼教職員課総括課長、小田島首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 継続調査（教育委員会関係）

「スポーツ医・科学について」

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから、商工文教委員会を開会いたします。

なお本日、岩淵併任書記は、けがによる療養のため欠席となります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、
スポーツ医・科学について現地に出向いて調査を行います。

なお調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とした後、午後1時から、当委員会室
において委員会を再開し、9月定例会から当委員会で継続協議としております県立高等学

校における事案の調査について引き続き協議することといたしたいと思います。

また本日は、教育委員会職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、教育委員会から本事案に係る民事訴訟の状況について発言を求められております。

このため午後の協議に先立ち、教育委員会職員を入室させ、発言を許したいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関前まで御移動願います。

〔「スポーツ医・科学について」現地調査を実施〕

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、9月定例会から当委員会において継続協議としております県立高等学校における事案の調査について引き続き協議いたしたいと思います。

初めに、本事案に係る民事訴訟の状況について、教育委員会から報告がありますので、発言を許します。

○菊池教育次長兼教育企画室長 県立高等学校教諭及び県を被告として提起された損害賠償請求事件訴訟の状況について御説明いたします。

当該訴訟につきましては、平成27年9月29日付で県立学校教諭及び県に対し、約200万円の損害賠償を請求するとして県立学校の元生徒及びその保護者から訴訟が提起されたものでありますが、これまで平成27年11月5日の第1回口頭弁論の後、昨年10月27日までに8回の口頭弁論が行われてきたところであり、口頭弁論におきましては、原告側、被告側がそれぞれの主張、求釈明、反論を準備書面等として提出するとともに、その主張を裏づける関係記録、意見書などの書証の提出や認証の申し出を行ってきたところであり、

今後につきましては、証拠調べとして第1回証人尋問が今年1月27日に行われる予定であり、その後4月、5月にかけて2回目、3回目の証人尋問が実施される見込みであります。以上で、本件訴訟の状況に関する説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対し、質疑、意見等はありませんか。

○千葉伝委員 当委員会で継続協議ということで、これまで来ているわけですが、今教育委員会のほうから、現在提起されている訴訟についての経過報告がありました。なかなかこの事案は、やった、やらないも含めて、いろいろな過去の調査で、全て明らかになったということではないという状況だと思います。しかしながら、刑事裁判では決着というか、元生徒及びその保護者が望む結果が出ていないという話で、現在民事訴訟ということになっています。

提訴されている御本人から、実は内々に直接お話を聞く機会がありました。後で斉藤委員からも話があるかと思いますが、これは私一人ということではありません。一人で聞くと、言った、言わないとか、さまざまなことがあるので。いわば御本人の気持ちというか、考え方について、これまで私や斉藤委員が言っているのは、可能な限り真実を明

らかにしてほしいという考え方があるということです。それを進めるためには、別途調査委員会なり、場合によっては別に第三者的な調査も含めた形でやっていただけないかと、提訴している御本人からこういう話も実はされてきました。

ただ、今民事訴訟の最中であることを考えれば、訴えられている教育委員会の立場からは、その裁判にしっかりと対応していくことがまず筋だと私も思います。別途調査を行うこともちょっとおかしいということになると思いますので、その決着の仕方としては、民事訴訟を取り下げて調査をする考え方と、あくまでも今の民事訴訟を最後までしっかりとやって決着をつける考え方、そういう二者択一の立場に提訴している人が置かれていると。最終的に御本人は裁判を続けるという意思だということをも聞いていますし、斉藤委員も聞いています。

とすれば、先ほど申した裁判を取り下げて調査をするということは、私は無理だろうと。したがって、今の状態であれば、その裁判の推移を、私たち議会と委員とすれば推移を見守るということしかできないので、今継続協議となっている事案については、一旦打ち切りがいいのではないかと思います。

こういったことが裁判沙汰になり、議会の常任委員会に話が出てくるという背景には、やはり何かいろいろと教育行政の中で、学校を含め、指導している先生等々の部分で、黒だとか白だとかは言えないけれども、灰色に近いような話が出ているということもあります。提訴している御本人も、今後こういったことが起きないような教育行政を望むという話をされておりますので、教育長、教育委員会の皆さんには、しっかりと公立高校を含めて、公立学校の指導の一つとして、そういった事案が起こらないような事前の予防策、それからそういった場合はしっかりと隠さないで真摯に対応していくという形でやっていただきたい。これは、私の要望です。

○高橋但馬委員長 答弁はよろしいですか。

○千葉伝委員 どういった考えですか、教育長。

○高橋教育長 これまでの民事訴訟の経緯につきましては、ただいま千葉伝委員からお話をいただいたとおりでございますし、これまで常任委員会の委員の方々に公式、非公式の場を通じながら、課題の解決に向けて御尽力をいただいたということに対しては、まずもって敬意とともに御礼を申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましては、この保護者からの申し出を学校側がいただいて以来、さまざま御説明をしてきたところですが、残念ながら理解を得られる状況にならなかったということについては極めて残念だと思っております。

これまでの民事訴訟に至る前の段階として刑事訴訟があり、刑事事件として告訴され不起訴になった経緯でありますとか、関係者からの意見聴取等を通じ、現在民事訴訟で主張されているような事案については、我々としては認めることができないということで、応訴しているという段階にあります。

いずれ現在係争中であり、原告側が訴訟を続ける意思だというお話を頂戴いたしました

ので、真摯に我々の主張を展開していきたいと思っています。

そしてまた、最後の部分で、学校教育に対する御意見を頂戴いたしました。教育にとって最も重要なのは、子供たちはもちろんですけれども保護者、関係者、県民の皆さんからの信頼ということが極めて大事だと思っております。ただ一方で、学校に対するいろんな御意見等もございます。それと向き合いながら、合意形成に努めていくという地道な活動もまた大事だと思っております、ただいまいただいた御意見等を十分に踏まえながら、今後の学校教育の推進に努めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 県央の県立高校における教師の暴力、暴言による不登校事案ということで、当事者から全議員に訴えがあった、これはそういう問題です。その訴えを受けまして、私も直接お話を聞いて、この商工文教委員会で2回にわたってどういう問題なのか、何が問題だったのかということについて、立ち入ってこの場で質問をして、第三者の調査が必要だという提起をいたしました。12月定例会の本会議でも改めてこの問題を取り上げたところであります。

その審議を通じて、私と千葉伝委員は当事者の両親と何度かお会いしました。私は裁判記録も見させていただきましたが、これは教育の立場、教育の精神によって解決することが一番望ましいという立場に立って県教育委員会が調査できないかと。非公式でさまざまな協議をしまして、訴訟を取り下げた場合は、県教育委員会としても誠実に対応し、調査をしたいという意向も出されました。

一時、実は当事者の御両親が訴訟を取り下げてもいいという時期もありました。しかし、最終的には、千葉伝委員がお話ししましたように、訴訟を続けるということになったので、訴訟を続けながら調査というのは、現実問題としてこれは不可能なことだと私も理解します。当事者の御両親がみずから訴えた訴訟を最後まで継続すると。これは司法における一つの検証、判断でありますから、そういう中では、これを見守るということになるのではないかと考えております。

この間、この委員会でもかなり真剣な議論をしてみりましたけれども、当事者のそういう結論ですので、訴訟を見守った上で今後の対応を検討すべきと私も思いますので、そういうことで、委員長に取り計らっていただきたい。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** なければ、ただいま千葉伝委員、斉藤委員から御意見のありましたとおり、本事案については民事訴訟が当面継続すると見込まれることから、今後の民事訴訟の動向を見守ることとして、当委員会における継続協議は一旦打ち切りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これをもって、本事案に係る継続協議を打ち切りとすることにいたします。執行部の皆

様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りします。当委員会の2月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成28年度商工文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** 基本的に異議はないのですけれども、商工労働観光行政については、復興状況も入るということですね。

○**高橋但馬委員長** 入ります。

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。